

所管部課名	林務水産課	担当者	下八尻 大策
事務事業名	水産振興費		
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、養鰻振興事業補助金交付要領		
補助経過年数	11年以上15年以下		
令和元年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他
	180千円	180千円	千円
	その他の内容		
	指標名	目標値	目標年度
成果指標①	川内産ウナギとしてのブランド化活動件数	4回	令和6年度
成果指標②	養鰻価格の安定	4,500円/kg	令和6年度
補助対象者	川内地区養鰻業振興協議会		
補助対象経費	養鰻業の振興に必要と認められる経費		
補助対象事業・活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費販路拡大</li> <li>後継者対策</li> <li>資源回復</li> </ul>		
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他	
補助金額又は補助率	予算で定める額		
上記項目の積算方法	180,000円		

項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
補助を受ける 過去3カ年の 事業(団体)等 の 収入	自己資金	1,220,000	87.1%	1,240,000	87.3%	740,000	80.4%
	会費収入	1,220,000	87.1%	1,240,000	87.3%	740,000	80.4%
	事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
	寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
	市補助金	180,000	12.9%	180,000	12.7%	180,000	19.6%
	(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	1,400,000	100.0%	1,420,000	100.0%	920,000	100.0%
支出	事業費	1,400,000	100.0%	1,420,000	100.0%	920,000	100.0%
	人件費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
			0.0%		0.0%		0.0%
			0.0%		0.0%		0.0%
	(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	1,400,000	100.0%	1,420,000	100.0%	920,000	100.0%
支出計/前年度支出計				101.4%		64.8%	
自己資金/前年度自己資金				101.6%		59.7%	
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
交付件数	1		1		1		
成果指標の推移①	3		1		3		
成果指標の推移②	3,665円/kg		2,887円/kg		3,961円/kg		

【前回評価】 平成28年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」  
 ・川内産ウナギとしてブランド化に向けた取り組みに努められたい。

【前回評価への回答】 本市養鰻振興協議会が継続的に取り組んでいる放流活動、販路開拓の宣伝、研修視察等を支援することで川内産ウナギのさらなる周知とブランド強化を図りたい。  
 (今年度改善点)  
 シラスウナギの高騰に伴い養殖技術を改善し歩留りを向上させるため新たな視察研修先を検討する。

【事業のPR方法】 各種プロのキャンプや合宿への寄贈及び福祉施設等へ寄贈、また、本市の産業祭で薩摩川内産ウナギをPR販売している。

【補助事業以外の事業】 特になし

【その他】  
 ①薩摩川内産ウナギのブランド化に向けた養殖業者の活動支援である。  
 ②薩摩川内うなぎ株式会社が建設され、薩摩川内産ウナギを全国発信している。  
 ③平成7年の頃までは地区内に40軒以上の養鰻業者があったが、外国産輸入(中国産等)及びここ数年のシラスウナギ漁の低迷等が影響し、現在9業者になっている。

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	・本市産のウナギをPRすることで、本市の養鰻振興に繋がり市民等へも寄与している。 また、薩摩川内うなぎ株式会社が平成22年1月に設立され、雇用が推進されている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	・シラスウナギの漁獲が少い中、本市産のウナギブランド化に向けた取り組みを行うためには、養殖技術の向上を図り、養殖ウナギの死魚を減らし、歩留りを上げなければならないことから養殖技術向上の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	・産地偽装や食のずさんな管理により、食の信頼性が失われるケースがあるが、市民が望むものは、安全で安心な国産の食材であり、本市産のウナギについても、それを実現するためブランド化を目指している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	・事業内容については、ウナギの放流や養殖技術向上のための先進地研修等が主であり、専門的知識が求められるため。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	・資源回復のためのウナギ放流・養殖技術向上のための先進地研修など、養鰻業振興のための補助制度が他にない。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	薩摩川内ウナギを薩摩川内市の特産品として周知を図るため、産業祭での周知活動、また、シラスウナギの漁獲減少に伴う成鰻の放流や養殖技術向上研修などを養鰻振興協議会が継続的に行なっていることから、妥当な支援割合と考えている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	<p>〈〈今後の改革の方向性〉〉</p> <p>■現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>充実</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/>移管・統廃合</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/>縮小</p> <p><input type="checkbox"/>休止・廃止</p> <p>〈〈上記方向の理由〉〉</p> <p>・シラスウナギの漁獲量減少が著しく養鰻業運営が厳し状況であることから、薩摩川内市の特産品として継続的にPRできるように事業の継続が必要です。</p>	外部評価結果	<p>〈〈視点別評価〉〉</p> <p>公益性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>必要性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>有効性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p>
	<p>〈〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉〉</p> <p>・ウナギ資源の確保について、国、県等の情報を把握し本市の養鰻業振興へ繋げるため、情報提供を行い養殖技術の向上を図りたい。</p>		<p>〈〈今後の改革の方向性〉〉</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>充実</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/>移管・統廃合</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/>縮小</p> <p><input type="checkbox"/>休止・廃止</p>
			<p>〈〈まとめ〉〉</p>

## 養鰻振興事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる養鰻振興事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 養鰻振興に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は川内地区養鰻業振興協議会とする。
- (2) 事業計画の内容が養鰻業の経営の安定化及び鰻消費の拡大に関するものであること。
- (3) 全号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 養鰻振興事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 養鰻業の振興に必要と認められる経費。

(交付の申請)

第5条 規則第5条に基づき申請を行うものとする。

- 2 規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

(交付の基準)

第6条 養鰻振興事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に養鰻振興事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 規則第15条に基づき実績報告を行うものとする。

(効果の測定)

第8条 養鰻振興事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 養鰻価格の安定
- (2) 川内産鰻としてのブランド化

(補助事業者等の責務)

第9条 養鰻振興事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の養鰻業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 条例第4条第1項の規定による見直しについては、当該年度において検討を行い、その結果に基づいて、次年度において所要の措置を講ずるものとする。